

雪上レジャー用ヘッドギアの検査マニュアル

製品安全協会

制定 平成12年10月17日

目的

本検査マニュアルは、雪上レジャー用ヘッドギアの認定基準及び基準確認方法（通商産業大臣承認 平成12・06・20産第 2号・平成12年 6月27日）の各項目の解釈及び試験方法の詳細を定めることを目的とする。

I. 適用範囲

「スノーボード等」の「等」には、初級スノーボードによる逆エッジ転倒と同様な転倒のおそれのある板の長さが短いスキーなどの類似の競技者などを含むものとする。

II. 安全性品質

1. (1) 認定基準

「堅い突出物など」とは、衝撃吸収時に局所的な頭部の圧迫をするおそれがあるものをいい、衝撃時に容易につぶれるものは含まないものとする。

1. (1) 基準確認方法

「触感」には、可動部の移動、ヘッドギアの内外表面を押すことなどを含むものとする。

1. (2) 認定基準

「傷、割れ、ひび、まくれなど」とは、衝撃を受けた際に割れ等の影響を及ぼすおそれのあるものをいい、表面上の軽微なものは含まないものとする。

1. (3) 基準確認方法

a. ヘッドバンド等の保持装置によって確実に頭部に保持できる機構を有していることを確認するものとする。ただし、衝撃で容易にずれるものは認められないものとする。ホック、マジックテープ等によって確実に頭部に保持できる機構であることを確認するものとする。

b. ヘルメット構造のものであって、あごひもを保持装置として使用しているものにあつては、必要に応じて JIS T8133（乗車用安全帽）5.3.3 人頭模型に規定する適切な人頭模型又は同等の人頭模型に装着し、帽体後頭部位置に上方接線方向に 50 N の力を加え、脱げないことを確認するものとする。

なお、この場合、あごひもで人頭模型に装着する場合は、あご部で直径約 20 mm の丸棒が入るくらいにきつく締めるものとする。他の構造である場合も、同等の締め付け状態とする。

c. 上記に示される「JIS T 8133（乗車用安全帽）」は、特にことわりがない限り、最新版の日本工業規格とする。以下、認定基準、基準確認方法及びこの検査マニュアルにおいて同様とする。

1. (4) 基準確認方法

- a. ヘルメット構造のものにあつては、確認は、JIS T8133(乗車用安全帽) 4.13周辺視野によるものとする。ただし、上下の視界の確認は、上方向で L_1 及び L_2 位置、下方向で K_1 及び K_2 位置での上下角が最低限確保されていることを確認するものとする。
- b. ヘルメット構造以外のものにあつては、申請者が取扱説明書に示す着用方法で適切に人頭模型に装着して確認するものとする。

1. (6) 基準確認方法

- a. ヘルメット構造のものにあつては、JIS T8133(乗車用安全帽) 附属書1に示す方法で人頭模型に装着して確認するものとする。
- b. ヘルメット構造以外のものにあつては、申請者が取扱説明書に示す着用方法で適切に人頭模型に装着して確認するものとする。
- c. 保護範囲内に通気溝などの切れ目があったり、それらが端部にかかっている場合であっても、他の部位が基準確認方法図2に示される保護範囲全体を覆っている場合は、保護範囲を覆っているものとみなすものとする。ただし、溝の幅が広い場合は、検査員による判断でその箇所に衝撃吸収性試験を実施し、確認するものとする。

2. 基準確認方法

- a. 試験用緩衝面は、単層のものあつても複合構造であつてもよいものとし、ヘッドギアを介さないで衝突させた場合の衝撃加速度波形は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} a_{\max} &= 1,900 \text{ m/s}^2 \pm 10 \% \\ t &= 15 \text{ ms} \pm 10 \% \\ \text{H I C} &= 1,500 \pm 10 \% \end{aligned}$$

- b. 衝撃加速度計測システムは、上記のように作用時間の長い加速度計測に適したものとする。そのため、基準確認方法にはJIS T8133(乗車用安全帽)によることが示されているが、5.3.2 e)加速度の規定1)に規定される最低周波数特性の「10Hz」は、「10 Hz以下」と読み替えるものとする。また、同測定記録装置1)に規定されるただし書きも適用しないものとする。

5. (2) 認定基準

「防せい処理」とは、めっき、塗装などが施されていることをいう。

Ⅲ. 表示及び取扱説明書

1. 基準確認方法

表示の消えにくさ及びはがれにくさは、次のとおり確認するものとする。

- a. 接着状態；貼付面が一面にわたって均一に貼付されていること。貼付面にひび（表面層の切れ）などが無いこと。
- b. 消えにくさ・剥がれにくさ；手の指を約 20 N の力で前後に10回こすらせ、文字のにじみ、貼付面のずれなどが無いこと。
- c. その他；透明な下地のラベルを用いる場合は、文字が製品表面の色彩と同等のものではなく、わかりやすい色彩であること。

1. (3) 基準確認方法

他の本体表示事項とは明確に区別がつく方法で表示されていることを確認すること。

2. (6) 認定基準

ここでいう「プロの選手」には、スノーボードスクール等の教官等の指導員は含まないものとする。

IV. 全体をとおして

認定基準及び基準確認方法に基づいた試験を実施する際に、製品の構造、形態、負荷形式等の関係で疑義が生じた場合は、製品安全協会及び製品安全協会が指定した検査機関との間で協議して対応を決定するものとする。